

令和6年6月14日

令和6年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和6年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）造幣局における令和5年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は350件、契約金額は15,499百万円である。このうち、競争性のある契約は336件（96.0%）、15,255百万円（98.4%）、競争性のない随意契約は14件（4.0%）、244百万円（1.6%）となっている。

令和4年度と比較して、競争性のある契約の金額が増加しているのは、販売品輸送業務（＋約786百万円）、情報処理機器等借上（＋約524百万円）といった高額な調達案件があったことなどが主な要因である。

また、競争性のない随意契約の金額が減少しているのは、商品化許諾契約関係（△約38百万円）が総じて減少したことなどが主な要因である。

表1 令和5年度の造幣局の調達全体像（単位：件、百万円）

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(85.7%) 293	(87.9%) 12,558	(84.9%) 297	(88.6%) 13,732	(1.4%) 4	(9.4%) 1,174
企画競争・公募	(10.8%) 37	(10.3%) 1,467	(11.1%) 39	(9.8%) 1,523	(5.4%) 2	(3.9%) 57
競争性のある契約（小計）	(96.5%) 330	(98.1%) 14,025	(96.0%) 336	(98.4%) 15,255	(1.8%) 6	(8.8%) 1,231
競争性のない随意契約	(3.5%) 12	(1.9%) 264	(4.0%) 14	(1.6%) 244	(16.7%) 2	(△7.8%) △21
合 計	(100%) 342	(100%) 14,289	(100%) 350	(100%) 15,499	(2.3%) 8	(8.5%) 1,210

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 比較増△減の（ ）書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

(2) 造幣局における令和5年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は38件(11.3%)、契約金額は1,494百万円(9.8%)である。

令和4年度と比較して、一者応札・応募による契約が件数では変わらなかったが、金額では692百万円減少している。これは、令和4年度にあった販売管理システム更改及び運用・保守業務(△約767百万円)がなくなったことなどが主な要因である。

表2 令和5年度の造幣局の一者応札・応募状況 (単位：件、百万円)

		令和4年度	令和5年度	比較増△減
2者以上	件数	292(88.5%)	298(88.7%)	6(2.1%)
	金額	11,838(84.4%)	13,761(90.2%)	1,923(16.2%)
1者以下	件数	38(11.5%)	38(11.3%)	0(0.0%)
	金額	2,187(15.6%)	1,494(9.8%)	△692(△31.7%)
合計	件数	330(100%)	336(100%)	6(1.8%)
	金額	14,025(100%)	15,255(100%)	1,231(8.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

(3) 造幣局は、平成22年5月の「随意契約等見直し計画」の策定・公表以来、随意契約の競争入札への移行、一者応札・応募の解消に取り組んできたところであり、その結果、「随意契約等見直し計画」において、競争入札へ移行するとしたもの、公募へ移行するとしたもの、引き続き随意契約とせざるを得ないとしたもののうち、競争入札に移行できるものはすべて移行済とする等、こうした取組は、事務・事業の特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことが重要である。

なお、随意契約や一者応札・応募となっている主な案件を類型化すると、次のとおりである。

① 随意契約

水道、後納郵便料、官報公告料等、契約相手先が一の者しか存在しないもの

② 一者応札・応募

i) 貨幣を製造するための材料であって事実上一の供給者しか存在しないもの

ii) 貨幣の製造等に使用される機械設備、管理システム等であって、設計者・製作者による独自の設計やプログラムにより構成されているものであり、他者の参入が困難なもの

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め、総合的な検討を行った結果、引き続き、それぞれの状況に即した調達改善等に努めることとする。

(1) 貨幣を製造するための材料に関する調達

本件については、貨幣の製造枚数が高水準で安定し、材料を大量かつ長期間継続的に調達

する状況とならない限り、新規に設備投資を行ってまで参入してくる業者があるとは考えにくい状況がある。したがって、貨幣を製造するための材料を安定的に調達するため、サプライ・チェーンに留意しつつ、落札率の分析等を通じ、価格合理性の担保を図るなど、合理性、透明性の確保に注力することとする。

なお、引き続き、仕様の見直し、一者応札となった原因の把握・分析（新規参入ができない理由についての他業者への聴き取りや新規参入可能性のある業者についての調査等）に取り組んでいくとともに、連続して一者応札が続く事実上一の供給者しか存在しないものについては、公募等への移行を進めていくこととする。

（２）貨幣の製造等に使用される機械設備、管理システム等に関する調達

本件についても、上記（１）の取組と同様に合理性、透明性の確保に注力することとし、引き続き、当該契約の履行に必要な技術又は設備等を有する者が他にいるかどうかの確認を広く行うための公募の手續に付すとともに、計画の見直し、一者応募となった原因の把握・分析（新規参入ができない理由についての他業者への聴き取りや新規参入可能性のある業者についての調査等）に取り組んでいくこととする。

（３）上記（１）、（２）の取組のほか、既に競争性のある契約形態に移行しているものは今後も競争性を確保した調達を行うとともに、随意契約や一者応札・応募にとどまっている案件についても、競争を促進するための創意工夫や適正な予定価格の作成等による価格合理性の担保を図り、かつ契約の結果については情報公開するなど、今後とも十分に競争性・合理性・透明性を確保した調達を行っていくこととする。

【調達に当たり、適正な予定価格の作成等による価格合理性の担保がなされているか。
契約の結果は適正に情報公開されているか。】

３．調達等に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

造幣局における調達事務については、造幣局契約事務規程（平成15年造幣局訓令第88号）に定めるところにより、適切に実施する。調達に当たっては、一般競争入札を原則とし、随意契約によるものであっても、案件の性質によっては企画競争や公募を行い競争性を高めていくとともに、次の取組を行うことにより、引き続き、調達等に関するガバナンスの徹底を図る。

（１）随意契約、一者応札・応募に関する内部統制の確立

① 競争促進及び一者応札解消並びに調達等合理化推進プロジェクトチームによる点検・審議
平成20年度に設置した当該プロジェクトチーム（総務部(契約)担当理事、貨幣部(製造部門)担当理事、監事、関係各部課長により構成）において、引き続き、新規案件も含めた随意契約案件、一者応札・応募案件について、点検・審議を行い、競争促進等に向けての取組を行っていくこととする。

② 一者応札案件のチェック

一者応札案件に関しては、契約締結の際、当該プロジェクトチーム構成員のうちのトップである総務部担当理事、貨幣部担当理事に報告し、その妥当性についてチェックを受けることとする。

③ 契約審査専門官による審査

契約方式を随意契約にしようとするときは、経理課（調達部門）とは別組織である契約・保有資産監理官に置かれた契約審査専門官（平成19年度設置）に合議し、随意契約とすることが調達の適正化の観点から適切であるかの審査を受けることとする。

【プロジェクトチームによる点検件数、理事によるチェック件数、契約審査専門官による審査件数、点検等の結果を踏まえた契約の見直し件数】

（２）不祥事の発生の未然防止のための取組

造幣局においては、調達事務においてこれまで不祥事は発生していない。

また、研究部門等各担当課が独自に発注・契約の権限を行うことに伴う契約の不適切な取扱いを防止するため、発注・契約の権限を総務部経理課に集中させているところである。他方、検収の事務を各担当課が行うことにより、責任分担を明確化している。

今後とも、公務員倫理の周知や関係法令等の遵守の意識を徹底するとともに、積極的に調達事務に係る研修に参加し、当該事務のスキルアップを図りつつ関係法令等に対する知見を深めることにより、不祥事の発生の未然防止を図っていくこととする。

【契約に当たり、関係法令等に定める手続が適正に取られているか。不祥事を未然に防ぐための取組がなされているか。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受け、この評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（１）推進体制

上記３（１）①に記述したプロジェクトチームを引き続き活用し、総務部（契約）担当理事を総括責任者として調達等合理化に取り組むものとする。

（２）契約監視委員会

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定、改定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して別に理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、造幣局のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。